

「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用) 委託事業者募集要項

1. 趣旨

県内観光及び宿泊施設利用の促進のため、ニューノーマル時代での新しい旅のエチケットのもと、更なる奈良の魅力の新発見・再発見のインセンティブとなる宿泊キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を実施する。

2. 業務の概要

(1) 事業名

「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)

(2) 委託内容

- ア ネットクーポンの発行、販売、精算
- イ 宿泊施設への対応
- ウ キャンペーン広報
- エ 進捗管理・業務報告・効果分析
- オ その他

※詳細は別紙「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」(OTA販売用)委託仕様書(以下「仕様書」という。)に記載。

(3) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(4) 委託料上限額

848,000千円(消費税及び地方消費税の額(10%)及び割引経費を含む。)を限度とする。

(5) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県観光局ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係
電話番号:0742-27-8435
ファクシミリ:0742-27-1065

(2) 参加申込書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年4月15日(金)午後4時まで
- イ 提出先 担当部局に同じ
- ウ 提出方法 持参又はFAX(FAXの場合は送信後、必ず電話にて送付した旨連絡のこと。)
- エ 提出物 参加申込書(様式1)、事業者概要書(様式2)、同種業務の実施実績(様式3)、共同企業体による申請を行う場合は必要書類(共同企業体委任状(様式6)、

共同企業体一覧表（様式7）、共同企業体協定書（様式8に準じるもの））及びその他の添付書類

※共同企業体で申請する場合

参加申込書（様式1）及び事業者概要書（様式2）については、構成員それぞれについて提出すること。

（3）企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 令和4年4月21日（木）正午まで

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送に限る

- ・持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。なお、令和4年4月21日（木）については、正午までとする。
- ・郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

以下の書類を、A4またはA3（様式任意）で、原本1部とコピー6部を提出すること。

※企画提案書については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。
ただし、原本の1部のみは、企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

○企画提案書（様式4）

○同種業務の実施実績（様式3）

- ・業務実績については、過去5年以内とする。

○委託業務実施体制（様式5）

- ・業務全体取組体制
- ・統括責任者などの取組体制及び各員の類似業務の実務経験等

○業務についての提案

- ・「4. 業務についての提案」を参照

○見積書（様式任意）

- ・宛先は「奈良県知事 荒井 正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・委託上限額を上限とする見積書を提出すること。

（4）説明会

実施しません。

(5) 質問の受付

- ア 受付期間 令和4年4月1日（金）午前9時から
令和4年4月11日（月）午後4時まで
- イ 質問先 担当部局に同じ
- ウ 受付方法 「質問票」（様式9）に質問事項を記載のうえ、FAXにて送信し、電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話など口頭による質問は受け付けない。
- エ 回答方法 インターネットホームページ「奈良県ならの観光力向上課」内に掲載する。個別には回答しないものとする。なお、質問者名は明示しない。

4. 業務についての提案

(1) 業務実施体制

全体の人員・組織体制について提案すること。

(2) 実施スケジュール

業務完了に至るまでの全体スケジュールについて提案すること。
県民向け及び利用対象を拡大した際の効果的なプロモーションの実施時期など具体的に提案すること。

(3) クーポンの利用条件

キャンペーンの利用促進に資する効果的なクーポン利用条件（価格帯・発行枚数）について提案すること。

(4) キャンペーン広報

利用促進に資する効果的な旅行者向け情報発信手法・内容について提案すること。
県民向け及び利用対象を拡大した際の広報手段について具体的に示すこと。

(5) 効果分析及び提案

事業成果の把握方法、そこから得られるデータにかかる分析手法及び今後の奈良県観光振興への活用方策の具体的な提案内容について示すこと。

5. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書等の評価は、「令和4年度 県内宿泊等促進キャンペーン」委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）により、次の評価項目等について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、評価の高い事業者を契約候補者として選定する。なお、評価の高い事業者が複数あった場合は、最大2者を上限に契約候補者として選定する。

ただし、合計得点が配点の6割を下回る場合は選定しない。提案者が2者に満たなかった場合においては、各委員の評価の合計点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

なお、審査は非公開とする。

【評価項目及び配点】

評価項目		評価基準	配点割合
業務実施体制	業務実施体制	・業務が確実に実施できる体制となっているか。	5%
	類似実績	・割引事業の実施に関して十分な実績があるか。	5%
	実施スケジュール	・スケジュールが適切で、実現可能な体制となっているか。	5%
	参画事業者管理	・トラブル等に対応できる体制か。 ・参画事業者及び参画希望事業者との密な連携が期待できるか。	10%
業務遂行能力	提携施設	・県内外提携施設数及び県内外提携施設への送客実績の規模は、キャンペーン利用者の増加に資すると期待できるか。	20%
	クーポンの利用条件	・宿泊価格の実態を踏まえた価格帯や発行枚数の設定となっているか。 ・クーポン内容が利用者に分かりやすく、使いやすいものとなっているか。	15%
	キャンペーンの広報	・キャンペーンの利用につながる効果的な広報手段か。 ・利用対象者に応じた広報媒体を活用しているか。	20%
	効果分析及び提案	・事業成果の把握方法、効果分析手法及び活用方策の具体的な提案内容は適切か。	15%
経費見積額	経費見積額	・経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	5%

イ 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、令和4年4月28日（木）に行う予定。時間等詳細は、後日プレゼンテーション参加者に対して通知する（令和4年4月21日頃に通知を予定）。

（２）事業者との契約

ア 上記4（１）により、契約候補者として選定された者が受託候補者となり業務委託契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は提案が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。なお、複数の契約候補者を選定した場合、予算の範囲内で最大2者と契約を締結する場合がある。その場合、委託料上限額は1者424,000千円を限度とする。

イ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

ウ 契約を締結する場合、契約保証金を納付する必要がある。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号該当する場合は、免除することができる。

エ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。

オ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

（ア）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- （イ）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （カ）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- （キ）本契約に係る下請契約等に当たって、上記（ア）から（オ）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記（カ）に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- （ク）本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（３）その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

６．その他

- （１）提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- （２）提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- （３）選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- （４）選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- （５）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、３（１）担当部局の指示に従うこと。
- （６）委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- （７）新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがある。